

規制の事前評価書

法令案の名称：著作権法の一部を改正する法律案

規制の名称：二次使用料を受ける権利の行使に係る指定団体制度の創設

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：文化庁著作権課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 実演家及びレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、商業用レコードに録音されている実演又はそのレコードに係る音の再生及び伝達に関する実演家又はレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 公の場で商業用レコードを利用（再生又は伝達）する場合には、原則として、著作権者に利用許諾を得てその使用料を支払う必要があるところ、実演家及びレコード製作者には当該行為に係る権利が付与されておらず、対価の還元は行われていない。
- ・ また、「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は主要国を含む 142 の国・地域で導入済みとされているところ、我が国はその権利を定めていないことから、相互主義を理由に海外から対価が得られていない。コンテンツを基幹産業として位置付け、その振興と海外展開を強力に推進していく中において、我が国の実演家等への対価還元や、アーティスト・音楽の海外展開を図る観点から、権利の創設が求められている。
- ・ また、権利の創設に当たっては、権利者側のコストや、利用者からも権利処理の円滑化が求められていることに鑑み、権利者側による円滑な徴収に向けた仕組みが必要である。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 本法律案では、アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進に繋げるため、公の場で商業用レコードが利用（再生又は伝達）された場合に、実演家又はレコード製作者がその二次使用料を受けることができることとしており、この二次使用料を受ける権利の行使については、既存の二次使用料に関する制度（商業用レコードの放送に係る利用）と同様に、権利の処理に係るコストを低減するため、二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者又は商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体で文化庁長官が指定するもの（以下「指定団体」という。）があるときは、指定団体を通じて行使することとする。
- ・ その他、以下のとおり、指定団体の指定に係る基準等及び指定団体による権利行使に係る仕組みを設けることとしている。
 - (1) 指定団体は、①営利を目的としないこと、②その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること、③その構成員の議決権及び選挙権が平等であること、④二次使用料関係業務を自らの確に遂行するに足りる能力を有することという要件を備えなければならないこととする。

- (2) 指定団体は、権利者から申込みがあったときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならず、その申込みがあったときは、権利者のために自己の名をもってその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有することとする。
- (3) 文化庁長官は、指定団体に対し、二次使用料関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができることとする。
- (4) 指定団体は、権利者のために請求できる二次使用料の額等を記載した二次使用料規程を作成するとともに、当該二次使用料規程を公示し、利用者代表からその変更について協議を求められたときは、応じなければならないこととし、この協議が成立しないときは、指定団体又は利用者代表は、当該二次使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができることとする。
- (5) 指定団体は、協議の求めがなかったとき、又は協議が成立し、若しくは裁定があったときは、当該二次使用料規程を文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 文化庁の指定した団体への包括委任ではなく、登録制を採り、複数の団体の参入を認める方法等も考えられる。
- ・ このように登録制にして複数の団体の参入を認め、権利者がどの団体に自分の権利を管理させるのかを選択できるようにした場合には、利用者や海外の管理団体は、ある権利者についてどの団体にいくらを支払わなければならないのかを特定する必要がある。また、登録団体は利用者ごとに特定の権利者の音楽がどの程度使われたのかを特定して支払いを求めなければならなくなる。このため、登録制や登録機関による実施に準じた措置では、支払いや徴収の事務の簡素化という目的を達成することができなくなる。
- ・ 利用者からも、ヒアリングでは、窓口を分かりやすくするなど事務負担を軽減してほしいとの意見があった。また、海外の団体と使用料の收受を行うためにも、我が国の窓口を一本化する必要がある。
- ・ こうした状況を踏まえると、上記では今般の二次使用料を受ける権利の創設の趣旨を達成できず、その権利の行使は指定団体によることが適切である。なお、本制度は、我が国に定着し適切なものとして受け入れられている既存の二次使用料に関する制度（商業用レコードの放送に係る利用）との一定の整合性がとられているものである。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 実演家等の二次使用料を受ける権利の行使について、個別の実演家等が行使し、個別の利用者から個別の実演家等に支払いを直接行う方法も考えられる。
- ・ この方法を原則とした場合、実演家等個人が個別の利用者に対して権利を行使することとなるが、利用者はその業種・属性も様々であり、その数も膨大であることから、個別の請求を行うことは現実的ではない。また、利用者側にとっても、実演家等個人に対してそれぞれ二次使用料を支払うことは、実演家等自体も様々であり、かつ、実際の利用場面で様々な音源が利用されるため、その事務手続に係る時間的・金銭的成本を考慮してもこうした方法を原則とすることは現実的ではない。

- ・ また、各実演家等が任意の者に徴収等を委任する方法も考えられる。
- ・ この場合、各実演家等から徴収等の権利行使を委任される者が一に定まらず、複数かつ多種多様な者が参入し得ることとなり、その結果、利用者側にとっては、実際の利用場面では様々な音源が利用されるため、使用した音源ごとに支払い先を確認するといった事務手続に係る時間的・金銭的コストが膨大となってしまう現実的ではない。権利者側においても、二次使用料は個々の実演等に支払われるものであるから個々の実演家等にとって得られる金額はそもそも零細なものとなる可能性があり、加えて管理コストや分配コストが生じることに鑑みれば、複数の任意の委任先があり得ることに特段のメリットは生じない。
- ・ こうした状況を踏まえると、上記では今般の二次使用料を受ける権利の創設の趣旨を達成できず、その権利の行使は指定団体によることが適切である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 上記1. のとおり、今般の制度改正が実現され、指定団体により二次使用料を受ける権利が行使されることにより、諸外国からの徴収等も含めた権利処理の円滑化が図られ、これにより実演家等に適切な対価が還元されることになる。
- ・ 今般の制度改正による効果は、実演等の利用による利用者の効用や、実演家等に正当な対価が還元されることによる経済的な便益、そしてそれらが実演家等の育成・支援や将来の文化の発展に繋がることによる社会的な効果等の総和であることから、網羅的・定量的にその効果を示すことは困難であるが、二次使用料について個別に実演家等とやり取りする場合等と比べ、劇的に事務処理コストが軽減されるため、利用者にとっても無用の費用をかけずに済み、権利者にとっては二次使用料として得られる対価をより確実に確保し得るなど、双方にとってメリットがあるものと考えている。

〔例〕

- 例えば、1日120曲（1曲4分の曲を8時間利用することを想定）利用する場合、指定団体によらない場合には、1曲につき係るすべての実演家・レコード製作者の連絡先の特定に相当程度の時間（1曲当たり約30分を想定）を要するのに対し、指定団体を通じて権利行使を行う場合には、この時間費用が不要となり、1日の利用楽曲につき延べ60時間程度の時間が削減されることが考えられる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 指定団体に必要となる要件を具備するための調整に係る人件費や時間費用など、団体内部における調整が必要と考えられるが、いずれも軽微であると考えられる。

〔例〕

- 仮に類似事例を基に推計するとすれば、「時給（約2,240円（※1））×約3人×約80時間（約20日×各日約4時間の作業と仮定）」×対象となる数と想定される。

（※1）約2,240円＝344,506円（毎月勤労統計調査 令和7年10月分結果確報の月間現金給与額の一般労働者の調査産業計の所定内給与）÷153.7時間（毎月勤労統計調査 令和7年10月分結果確報の月間実労働時間及び出勤日数の一般労働者の調査産業計の所定内労働時間）

<行政費用>

- ・ 指定団体の指定に必要な要件を具備しているかどうかの確認等に係る人件費や手続費用等の行政費用が生じることが考えられるが、いずれも軽微であると考えられる。

[例]

- 仮に類似事例を基に推計するとすれば、「時給（約 2,140 円（※2））×約 2 人×約 21 時間（約 7 日×各日約 3 時間の作業と仮定）」×対象となる数と想定される。

（※2）約 2,140 円=332,237 円（令和 7 年国家公務員給与等実態調査の行政職俸給表（一）の平均俸給額）÷
（365 日-125 日）×7.75 時間÷12 か月（月平均所定労働時間数）

<その他の負担>

- ・ 上記以外に仮に負担が生じることがあったとしても、いずれも軽微であると考えられる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他
（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 文化審議会著作権分科会において、諸外国において広く普及している「レコード演奏・伝達権」については、国際的な制度との調和をより一層図り、実演家等への対価還元を一層促進する観点から、創設することが望ましいとされた。
- ・ 音楽の利用者からは、権利者に対する支払いに係る事務的・経済的な負担が生じることとなるため、このことがかえって商業用レコードの利用の妨げとなり、音楽や他の活動の展開を委縮させることがないよう、権利者側において、各利用者の懸念に向き合い、費用面や手続面で過度な負担を生じさせないよう、適切な配慮を講じていくことが重要であるとの意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 文化審議会著作権分科会政策小委員会（令和 7 年 8 月 19 日～令和 8 年 3 月 4 日にかけて実施）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 文化審議会著作権分科会政策小委員会：
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/index.html>

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ (該当無し)

<上記以外の法令案>

- ・ 法の施行の日から5年を目処に事後評価を実施することとする。